



戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。  
**平成30年4月2日までに**、ご請求ください。  
 請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

**支給対象となる方／**

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

**支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で**

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

**支給内容／**

《国債名称》 第十回特別弔慰金国庫債券「い号」  
 《額面》 25万円（5年償還）

詳しくは 福祉課 ☎0954-23-9235



介護保険事務所 在宅認定調査員募集

**業務内容／** 介護保険法に基づく認定調査（調査および調査票作成）

**調査地域／** 杵藤地区管内（武雄市を中心とした近隣市町）

**募集人員／** 1名

**雇用期間／** 平成29年11月1日から平成30年3月31日  
（勤務成績で雇用期間の更新有）

**資格等／**

保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員のいずれかの資格を有する者で、認定調査の経験がある者。また自宅にインターネットを接続しているか接続可能な者。

**勤務形態／** 介護保険事務所に出勤する必要はなく、自宅を拠点に業務を行います。（自己所有車を使用）

**報酬額／** 認定調査1件当たり5,300円

**調査件数／** 1月当たり15件～30件程度  
（本人の希望により調整します）

**応募方法／** 次の書類を揃えて、郵送か杵藤地区介護保険事務所までお持ちください。

- ①市販の履歴書（顔写真貼付）
- ②資格等を証明する書類の写し

**選考方法／** 書類選考及び面接

※面接の日時、場所等については後日連絡いたします。

**募集期間／** 10月2日（月）～10月20日（金）※土日祝除く

詳しくは 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 認定係 ☎0954-69-8227

武雄市役所

人事異動

退職

◇（福祉部市民課参事・選挙管理委員会事務局次長） 淵上 政義

福祉部

◇福祉部長（同部長・福祉事務所長）

岩瀬 清

◇福祉部理事・福祉事務所長（同理事・福祉課長） 井上 将治

◇福祉課長（同課長代理・障がい福祉係長） 後藤 英明

◇市民課参事・選挙管理委員会事務局次長（同課主幹・窓口係長）

武村 多佳子

◇福祉課長（同課主幹・窓口係長）

◇市民課参事・選挙管理委員会事務局次長（同課主幹・窓口係長）

武村 多佳子

北方支所

◇北方支所長（同支所長・同支所総務課長） 山口 泰光

◇総務課長・総務係長（同課主幹・総務係長） 山北 太

◇総務課長・総務係長（同課主幹・総務係長） 山北 太

◇総務課長・総務係長（同課主幹・総務係長） 山北 太

※「部課長級」を掲載  
 ※（ ）内は前職

(H29/9/1付)

有料広告



保険のご相談は私たちにお任せ下さい。

相談できる・納得できる・安心できる

**株式会社マックス**

**0120-928-326**

佐賀県武雄市武雄町大字昭和133

保険相談佐賀.jp      検索


